

令和8年度在宅療養体制支援医療機関緊急整備事業に係る質問

NO	質問区分	質問	回答
1	補助金の対象経費に関して	①災害時に備えた多職種・多機関連携の推進(3)の一環として、停電時にも在宅患者への臨時往診や在宅医療機器への電源供給を継続できる体制を整備し、これを用いた合同訓練やBCPの実効性検証を行いたいと考えている。こうした災害時対応体制の構築・訓練を実施する場合、その体制整備に必要なとなる蓄電池の購入費を対象経費として申請できるか。 ②平時の多職種連携を推進するため、事例検討会・合同カンファレンス・同行訪問研修を定期的に開催し、その記録・振り返り・地域内での共有の質を高めたいと考えている。こうした検討会等の記録・要約の質向上を目的として用いるAI搭載ボイスレコーダー本体及びそのクラウド利用料について、これらの取組を実施することを前提に対象経費として申請できるか。 あわせて、事業期間（交付決定～令和9年3月31日）内に発生したクラウド利用料の取り扱いについても確認したい。	本事業の実施にあたり必要となる蓄電池及びAIボイスレコーダーの購入費やリース料、クラウド利用料は対象となります。 なお、今年度中（令和8年4月1日～令和9年3月31日）に発生した経費のうち支払いまで完了したものが対象となりますのでご注意ください。
2	補助金の対象経費に関して	実習を受け入れた医師への謝礼は、時給いくらくらいまでが妥当か?具体的に知りたい。また、同行のために購入した自転車も対象として良いか？	医師への謝礼金の水準については特段定めていませんので、各医療機関の既存の給与規定から大幅に上回るような金額にならないよう、社会通念上妥当な範囲内でご調整いただければと思います。 本事業の実施にあたり必要となる自転車の購入費は本事業の対象となります。
3	補助金の対象経費に関して	平時における多職種・他機関に対し意見交換、勉強会を実施しておりますがその際にかかる費用は補助金としての対象になりますでしょうか。	ご認識のとおりです。対象となる経費については、手引き中「3 対象事業、対象経費、基準額及び補助率」の補助条件や注意点をご確認ください。
4	補助金の対象経費に関して	災害用の無線機は対象になるか	災害用無線機の購入費やリース料、通信料は対象になります。
5	補助金の対象経費に関して	ランチョンセミナーの弁当代は対象になるか	対象になります。なお、弁当代は1個あたり2,000円以内としてください。
6	補助金の対象経費に関して	平時における多職種・他機関に対し意見交換、勉強会を実施しておりますがその際にかかる費用は補助金としての対象になりますでしょうか	対象になります。
7	補助金の申請内容に関して	当院では地域の在宅医療体制の構築に向けて、同行訪問研修・事例検討会・合同カンファレンス・災害時の連携訓練やBCP策定といった取組を計画している。これらの取組を実施するにあたり必要となる機器・物品について、当該取組の実施を伴う場合には対象経費として申請できるという理解でよいか。 また、その際に必要となる「取組の実施」の水準（回数・記録等）の目安があれば教えてほしい。	ご認識のとおりです。対象となる経費については、手引き中「3 対象事業、対象経費、基準額及び補助率」の補助条件や注意点をご確認ください。 取組実施の回数等については、地域の実情に応じて必要となる回数は異なると考えますので、具体的な回数等は定めておりません。なお、会議や研修等で実際に使われた資料や議事録等をご提供いただきますようお願いいたします。
8	補助金の申請内容に関して	現時点で受け入れが決まっている学生実習も対象となるか？	今年度の受入れであれば、対象になります。

令和8年度在宅療養体制支援医療機関緊急整備事業に係る質問

NO	質問区分	質問	回答
	9 補助金の申請内容に関して	勉強会について、平時の連携と災害時の連携について、1回の勉強会で時間を分けて実施した場合にどちらの取組にもカウントできるか	ご認識のとおりです。
	10 補助金の申請内容に関して	人材の確保育成に関して、例えば体制だけ整備して、希望者がいなかった場合（実績がなかった場合）にもかかった経費は補助の対象となるのか	対象になります。
	11 補助金のスケジュールに関して	いつ行った勉強会、いつ購入した物品代が、対象になるのか？	今年度の経費が対象になります。
	12 積極的役割を担う医療機関の指定等に関して	指定医療機関の数が区によって大きく異なるが、一つの区当たりどのくらいの数の登録数を、主催側は想定していたのか？少ない区は増やしたほうが良いのか？多い区は、減らしたほうが良いのか？	1自治体1医療機関以上を想定しております。なお、区市町村から推薦いただく際には地域の関係者との事前協議をお願いしているため、協議の結果、複数となっても差し支えないものと考えております。
	13 その他	在宅療養において積極的役割を担う医療機関に求められる事項の中の②在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、関係機関に働きかけることとありますが、具体的にどう言ったことが該当するのでしょうか	在支診・在支病の施設基準の以下の事項に該当する取組が想定されます。 ・地域の他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整を担当する者との連携
追加	補助金の対象経費に関して	自転車、電動自転車、バイク、自動車について、全て対象になるのか？	自転車や一般的な電動アシスト自転車については対象と考えています。バイクや原動機付自転車（いわゆる電動キックボード含む）、自動車については汎用性がかなり高く、また高額なものになりますので、今回は対象外という整理にしております。
追加	補助金の申請内容・対象経費に関して	既に実施している取組も対象になるのか？	要件を満たしている取組であれば、既存の取組も対象です。 なお、対象となる経費は、今年度中（令和8年4月1日～令和9年3月31日）に発生した経費のうち支払いまで完了したものとしますのでご注意ください。
追加	複数医療機関での取組実施について	複数医療機関で連携して取組を実施することも可能か？	可能です。ただし、取組については共同で実施している必要があり、例えば他の医療機関が実施している取組に名前を連ねるだけでは、取組を実施していると認められません。
追加	複数医療機関での取組実施について	共同実施とは具体的にどういった内容を指すのか？	例えば、輪番制での相談窓口開設、勉強会の共同開催、職員の共同配置などが考えられます。
追加	複数医療機関での取組実施について	複数医療機関で共同実施した場合の経費の申請方法について	代表医療機関による申請でも、各医療機関による按分申請でも構いません。なお、どの申請方法であっても、1医療機関当たりの補助金の上限は変わらないことにご留意ください。
追加	その他	他の補助金を活用して取組を実施している場合の申請について	他の補助金を活用している場合であっても、取組を実施していると取り扱って問題ありません。ただし、対象経費について、重複して申請することのないようにしてください。

令和8年度在宅療養体制支援医療機関緊急整備事業に係る質問

NO	質問区分	質問	回答
追加	その他	物品買入れ等契約の手続きの際に注意すべき事項はあるか？	300万円を超える場合については、「保健医療局医療政策部医療施設等施設・設備整備費等補助金に係る契約手続基準」を遵守する必要がある場合がありますので、HP上に掲載の該当資料をご確認ください。